

この使用許諾契約書は、お客様が適法に使用許諾を受けたことを証明するものです。この使用許諾契約書及びマスターディスクの双方をお持ちでないお客様は、使用権をお持ちでないこととして取り扱われることがあります。この契約書をマスターディスクとともに、重要な財産としてお取り扱い下さい。

## 使用許諾契約書

製品名：県庁、市区町村データ  
データ年月日：（ディスク・パッケージに記載）

この契約は、お客様（個人・法人を問いません）と、アドバンスド・コア・テクノロジー株式会社（以下「ACT」といいます）との間の契約です。ディスク・パッケージを開封するか又はディスクの箱のシールをはがしたことによって、お客様はこの契約に同意したことになります。お客様がこの契約に同意できない場合には、未開封のままのディスク・パッケージ及び付属品（マニュアル及びその他の印刷物、外装パッケージなどその他一切のもの）を、お買い上げ頂いた日から30日以内にご返却いただければ、領収書（購入を証するものを含む）と引き替えに代金をお返しいたします。

### 第1条 ライセンスの許諾

ACTはお客様に対し、この使用許諾契約書に基づき、この契約書とともに入手されたACT製品（以下「本ソフトウェア」といいます）に関し、以下の権利を許諾します。

- (a) 本ソフトウェアは、独立した機能をコンピュータ上で実行する複数のコンポーネントが含まれていますが、全てのコンポーネントをもって1つの製品として扱わなければなりません。いかなる場合も各コンポーネントを同時に複数のコンピュータ上で使用することはできません。
- (b) お客様は、本ソフトウェアのコピー1部を1台のいずれのコンピュータ上においても使用することができます。お客様が本ソフトウェアについて複数のライセンス数の使用許諾を受けている場合には、本ソフトウェアを複数のいずれのコンピュータ上においても同時に使用することができます。いずれの場合も、次の(c)項によって「使用されている」とみなされるコピー数がお客様の有するライセンスを超えてはなりません。
- (c) ネットワークサーバーからコンピュータのRAMなどの一時メモリーに読み出して本ソフトウェアを使用する場合、その他ハード・ディスク等の固定メモリーに組み込まれることなく使用される場合においては、同時に読み出しているコンピュータ数が使用されているコピー数とみなされます。本ソフトウェアの一部でもネットワークサーバー以外の各コンピュータのハードディスクなど固定メモリーに組み込まれている場合には、組み込まれているコピー数をもって使用されているコピー数とみなされます。ネットワークサーバーに、そのネットワーク上で本ソフトウェアの配布の目的のみで、サーバーに組み込まれている本ソフトウェアの複製物は、ここにいうコピー数には含まれません。
- (d) お客様は上記(c)項により使用されているとみなされるコピー数がどの時点においても許諾されているライセンス数を超えないようにするものとし、このために適切な措置を講じるものとします。
- (e) 契約の条件に従って適法に本ソフトウェアがネットワークサーバー以外のコンピュータの固定メモリーに組み込まれ、且つそのコンピュータを使用する者が特定の1人のユーザーに限られている場合、そのコンピュータに組み込まれている本ソフトウェアを同時実行しない場合に限り、そのユーザー個人が使用する別の1台のコンピュータ（携帯用コンピュータ又は家庭にあるコンピュータなど）において使用することができます。この場合においても、お客様は第三者に対して本ソフトウェアを使用させてはならないものとします。

### 第2条 著作権

- (a) 本ソフトウェアの著作権（イメージ、写真、アニメーション、ビデオ、オーディオ、音楽、その他全てのドキュメントを含む）は、ACT又はその許諾者が有するものであり、日本国著作権法及び国際条約により保護されていますので、お客様は、ソフトウェアを他の著作権保護対象物（本又は音楽レコードなど）と同じ様に取扱わなければなりません。
- (b) お客様は、本ソフトウェアに付属するマニュアル及びその他の印刷物を複製できません。

### 第3条 デュアルメディア・ソフトウェア

本ソフトウェアのパッケージに3.5インチ、5.25インチ、CD-ROMのメディアが入っていた場合、お客様は、そのうちいづれかのメディアのみ（3.5インチ、5.25インチ、CD-ROM）をご使用頂けます。この使用許諾契約書によって明確に許可されていない限り、お客様は、残りのメディアを他のコンピュータで使用したり、他のユーザーに貸貸、レンタル、リース、譲渡することはできません。

### 第4条 その他の条件

- (a) お客様は、本ソフトウェアの一部または全部を使用して、本ソフトウェアとは別の製品や商品を作成することは

できません。

- (b) お客様は、本ソフトウェアまたは複製物を第三者にレンタル又はリースすることはできません。又、第三者に使用させることもできません。
- (c) お客様がこの使用許諾契約書、本ソフトウェアの全ての複製物及び付属する全ての印刷物を譲渡し、一切のコピーを保持せず且つ譲受人がこの契約書の条項に同意した場合に限り、お客様はACTが指定する譲渡届けを書面にて通知することにより、この使用許諾契約に基づくお客様の権利を譲渡することができます。本ソフトウェアがバージョン・アップされている場合において譲渡する場合には、バージョン・アップ版及び以前のバージョンの一切も併せて譲渡されなければなりません。

### 第5条 品質保証

本ソフトウェア製品に関しては、以下の保証のみが適用されるものとします。

- (a) ACTは、本ソフトウェアのディスク、マニュアルその他の印刷物に欠陥がある場合、お客様が本ソフトウェア入手後30日間に限り修復又は交換に応じるものとします。
- (b) 交換・修復後のソフトウェアの保証期間は、元の保証期間の残存期間か又は30日間のどちらか長い方とします。
- (c) 本ソフトウェアの不具合が火災、地震、第三者による行為その他の事故、お客様の故意若しくは過失、誤用その他異常な条件下での使用において生じた場合には、ACTは、保証の責任を負わないものとします。
- (d) ACTは、本ソフトウェア、付属の製品マニュアル及び印刷物に関して、商品性及び特定の目的に対する適合性を含むその他の保証を、明示したると默示したるとを問わず一切行わないものとします。
- (e) いかなる場合においても、ACT及びその許諾者は、このACT製品の使用又は使用不可能から生ずるいかなる他の損害（事業利益の損失、事業の中止、事業情報の損失又はその他金銭的損害を含むがこれらに限定されない）に関して、一切責任を負わないものとします。たとえACTがかかる損害の可能性について知らされていた場合も同様です。いかなる場合においても、この契約の条項に基づくACTの責任は、ソフトウェアについてお客様が実際に支払った金額を上限とします。

### 第6条 契約の解除

お客様がこの契約に違反した場合、ACTはこの使用許諾契約を解除することができます。その場合、お客様は、一切本ソフトウェアを使用しないものとします。

### 第7条 準拠法

本契約は、日本国法に準拠するものといたします。

### 第8条 管轄裁判所

本契約に関して発生した訴訟については、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

この契約に関してご不明な点等ございましたら、下記宛に書面にてご連絡頂くようお願い申し上げます。

〒105-0004  
東京都港区新橋3-7-4 赤レンガ通りビル2F  
アドバンスド・コア・テクノロジー株式会社